

中尾麻里子さま

1. 3月31日の私の年齢が、いつとどいつか、どのように対応するかと、  
おっしゃって下さる。お伺いしていただいております。

1. 28日に大阪へ移監の可能性が取りたいため、至急ご返信をお願いします。

↓  
1. 31  
2. 5  
2. 14  
2. 21

公判  
期日は、私の防衛権行使条件をうけたまわす  
設定、できるところ。  
∴ 東京地裁の才1回期日の3月?  
ご返信可能な時期を教えてください?

おっしゃったことは ① 前記の案 (元来は情状酌定が、おこなうことが)

② 12.17当日、私に～参加申立書コピー ← 言葉です  
↓ 提出された理由

③ 原本を提出した時期と、Mの行動の前送  
提出と  
↓  
左右どちらか? 判決書に4頁ある  
時間の前送

← (10月10日午後?)

④ 10月11日Mの送付、何分後、どのよう経過で送付拘束士小伝か?

⑤ 検事の叱責、拘束、私に～2月1日<8>日13時返るか返すかは?

⑥ ～ 私に身体的条件悪化をきたしたのかもしれない? ～

～185.1.25～  
(85.2.24西条さん)

お伺いしますか?

FUJITSUBO



① ~ ⑥ は、本来、自主でこの場で悔いごとを言いたくはないが、  
 どうか批判的に書き記して下さいます。(大層のびたは、面会人がきいて下さる。)  
 勿論、これ以外のことについては自由に書くことを歓迎します。 何をしてもいいです。

この水に12月、私は、12.17の 私たちの 表現行為は、究極的理を  
 からは全く正當なものであると考へるし、それが'69年~の全情改  
 のため、に新しい契機を与えるたことと確信してゐます。

問題は、この水に 平面的で一方の審理過程で不=等である  
 前記の意味は生命をまた与へたことと一う=とです。従つて、情改の  
 印通に於いて 審理へのかがかりが一見、分離し、交差し、するが  
 知れ存るか、これを怖れずに包摂してゐると思つてゐます。

いろいろ話したことは 集積してゐるけれど、とりあへず。どうかお元気で!

'85. 1. 25

松下 昇

